

2013年3月28日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 津賀 一宏
(コード番号 6752 東証・大証・名証第一部)
問合せ先 財務・IRグループ
グループマネージャー 水野 省三
(TEL. 06-6908-1121)

**米国預託証券(ADR)のニューヨーク証券取引所における上場廃止申請
及び米国証券取引委員会(SEC)の登録廃止申請に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、ニューヨーク証券取引所(以下、「NYSE」)における当社米国預託証券(以下、「ADR」)の自主的な上場廃止及び米国証券取引委員会(以下、「SEC」)への登録廃止の申請を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 上場廃止申請を行う理由

当社は、1971年12月、米国内における株式の流通促進、知名度向上等を目的に、NYSEにADRを上場しました。以来、米国証券取引法に基づく開示義務への対応、米国会計基準による連結財務諸表の作成、米国企業改革法の求める内部統制の構築のほか、株主及び投資家に対する積極的な情報開示に努めてまいりました。

一方で、日本の金融・資本市場の国際化進展による外国人投資家の日本証券市場での株式取引増加や、日本の法令及び会計基準等の改正による情報開示の日米差異解消が進展するなど、大きな環境変化がありました。

上場当初に掲げた目的は現時点でほぼ達成した一方で、上述の環境変化及びNYSEにおける当社ADRの取引高減少を鑑み、上場継続の経済合理性が低下したと判断し、今般、当社は、NYSE上場廃止及びSEC登録廃止の申請を行うことを決定しました。

2. 上場を継続する取引所

東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所

3. 上場廃止等に関する予定

2013年 4月上旬 NYSE に対して上場廃止を通知

4月中旬 NYSE 上場廃止及びSEC登録廃止の申請書(Form 25)を提出

4月下旬 NYSE 上場廃止の完了

米国証券取引法に基づく継続開示義務の終了申請(Form 15 F)

7月 SEC 登録廃止の完了及び

米国証券取引法に基づく継続開示義務終了

なお、SEC から審査期間の延長・申請却下等の通知があった際には、その後のスケジュール等に変更が生じる場合があります。

4. 今後の見通し

SEC 登録廃止により、年次報告書(Form 20-F)を含む米国証券取引法に基づく継続開示義務は終了しますが、当社の連結財務諸表は、引き続き米国会計基準に基づいて作成し、日本での法定開示書類やニュースリリース等の重要情報とあわせて、当社ホームページ上で英文による開示を継続します。これにより、過去情報との比較可能性も確保します。今後も、当社は海外を含めた株主及び投資家の皆様に対する情報開示の維持・向上とガバナンス体制の充実を図っていきます。

なお、NYSE 上場廃止後も、当社は米国における ADR プログラムを継続する予定であり、引き続き、米国の店頭市場において当社 ADR の取引は可能です。

5. 当社 ADR に関するお問い合わせ

JPMorgan Service Center(米国)

電話番号 : 1- 800-990-1135 (米国内通話無料)

: 1- 651-453-2128 (米国外から)

ウェブサイト : www.adr.com

E-mail : jpmorgan.adr@wellsfargo.com

(営業時間は米国東部時間の平日午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分まで)

以上